

**平成25年度**  
**ケアホーム・グループホーム**  
**集団指導資料**

---

---

# 目次

- I ケアホーム・グループホームの一元化について ( 1~11)
- II 利用者の支給決定について (12~16)
- III 利用者負担の取扱いについて (17~24)
- IV 過去の実地指導の結果等 (25~29)
- V 消防法の設備基準及び手続き等について ( 別紙 )
- VI 建築基準法の設備基準及び手続き等について ( 別紙 )

# I ケアホーム・グループホームの 一元化について

---

---

# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 1 一元化の背景及びポイントについて

### ① 背景

障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームとグループホームが一元化される。

### ② 一元化のポイント

ア) 法令改正により、「ケアホーム」が削除され「グループホーム」として一元化される。

イ) 利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるよう、外部の居宅事業者と連携すること等により、介護サービスを提供することが可能となる。

ウ) より一人暮らしに近い形態で暮らしたいとの要望に応えつつ、多様な住まいの場を確保する観点から、本体住居との密接な連携を前提として、既存のアパート等の一室を活用するサテライト型住居の仕組みが創設される。

# 1 ケアホーム・グループホームの一元化について

## 2 ケアホーム・グループホームの一元化の基準など(平成26年4月改正)

	現 行	改 正 後
ケアホームとグループホームの一元化	ケアホームとグループホーム	⇒グループホーム
ホームヘルパー利用の緩和 (外部委託)	原則不可	⇒ <u>身体介護のみ居宅介護事業所に委託可能。(家事援助の委託は不可)</u>
	例外で、市町村が認めた重度者は個人単位で利用可	⇒例外は従来どおり継続 (ただし、平成27年3月31日まで)
サテライト型住居の創設	住居の定員は2名以上 (なお、事業所単位では4名以上)	⇒ <u>1人定員の「サテライト型住居」を設置可能</u>
世話人必要数 (利用者数:世話人数)	ケアホーム 6:1 グループホーム 10:1	⇒6:1 【 <u>現行のグループホームは当分の間(期間未定)10:1でもOK</u> 】

# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 3 一元化後のグループホームでの介護サービスの提供形態について

- ① 一元化後のグループホームでは、日常生活上の援助等を行うとともに、障害支援区分にかかわらず利用することが可能となることを踏まえ、入浴、排せつ又は食事の介護(以下「身体介護等」という。)もあわせて利用者のニーズに応じて提供するものとする。
- ② 身体介護等の提供については
  - ア) グループホーム事業者が自ら行う(従前のケアホームのイメージ)
  - イ) グループホーム事業者は、アレンジメント(手配)のみを行い、外部の指定居宅介護事業者に委託する(外部サービス利用型)⇒ 上記のア又はイのいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みにする。
- ③ なお、現行において経過的に認められている「重度者の個人単位のホームヘルプ利用」については、平成26年4月以降についても、平成27年3月31日までの間は認められる。

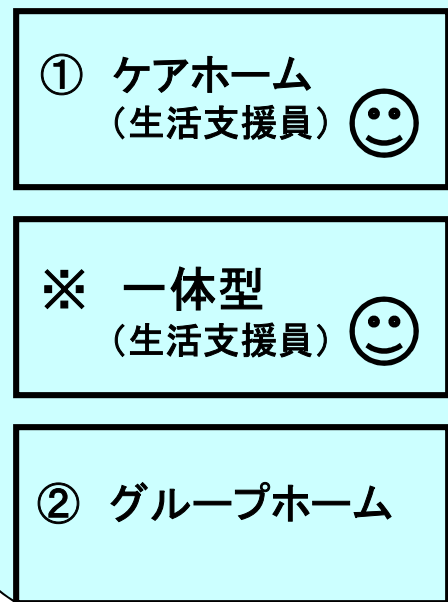
# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 4 一元化後のグループホームでの介護サービスの提供形態について(イメージ図)

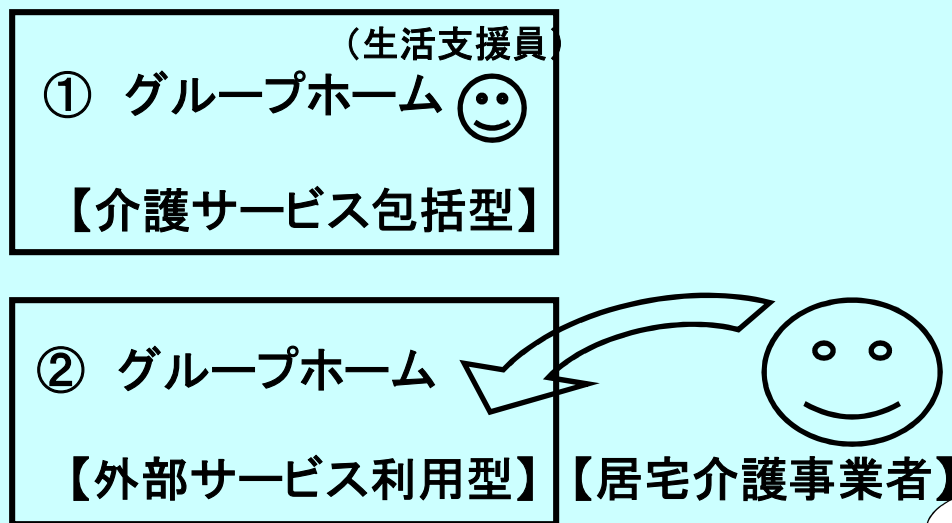
☆平成26年4月からグループホームに一元化されるが、身体介護等の提供方法により2種類ある

- ① 介護サービス包括型 ⇒ 生活支援員を配置(配置基準は変更なし)
- ② 外部サービス利用型 ⇒ 外部の居宅介護事業者に委託

### 【従来】



### 【一元化】



# I ケアホーム・グループホームの一元化について

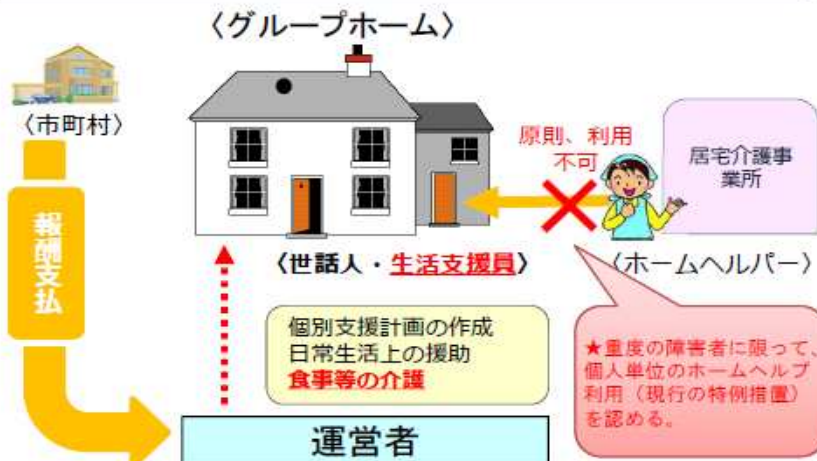
## (参考資料5) 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者としめない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業員が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(現行ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

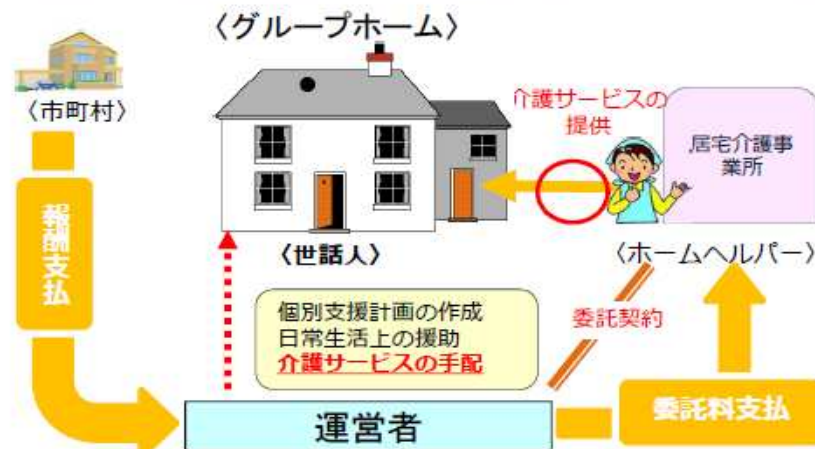
### 介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業員が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ(生活支援員)を配置。



### 外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については配置不要。





# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 5 サテライト型住居(入居定員:1名)について

- ① 1人で暮らしたいというニーズに応えつつ、食事や余暇活動などは本体のグループホームで支援を受けること
- ② 基本として、早期に単身生活が見込まれる者を対象者とすること
- ③ 本体住居の職員が定期的に(原則毎日)巡回すること
- ④ 入居者が通常の交通手段により概ね20分以内で本体住居に移動可能な距離であること。
- ⑤ 1つの本体住居に2ヶ所まで  
ただし、本体住居が4人以下の場合 ⇒ 1か所まで
- ⑥ 人員配置基準の上乗せはないので、事業所の基本報酬と同水準である

# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 6 サテライト型住居の設備基準

	本体住居	サテライト型
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下(※)	1人
ユニット(居室をのぞく)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

※ サテライト型住居の入居定員は、本体住居の入居定員には含まないものとする。  
ただし、事業所の利用定員には含む。

# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 7 現行のままで、特に変更がない事項

- ① サテライト型住居を除く、基本的な設備基準
- ② 日中及び夜間職員の配置義務はない
- ③ 家事援助は、グループホームの世話人が行うので、家事援助は居宅介護事業者に委託できない
- ④ 市町村が認めた重度者は、個人単位で直接、居宅介護事業者の介護を受けられる。ただし、平成27年3月31日までである。

# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 8-1 平成26年4月以降の手続きについて

### ① 【従来のケアホーム及びケアホーム・グループホーム一体型】

⇒ 「介護サービス包括型」とみなされる

ア) 指定申請及び変更届は不要

イ) サテライト住居を設置する場合は、変更届が必要

ウ) 世話人に加え、引き続き生活支援員を配置すること

### ② 【従来のグループホーム】

⇒ 「外部サービス利用型」とみなされる

ア) 指定申請及び変更届は不要

イ) サテライト住居を設置する場合は、変更届が必要

ウ) もともと生活支援員がいないので、身体介護のサービスを行う場合は、居宅介護事業者に委託する必要あり

# I ケアホーム・グループホームの一元化について

## 8-2 平成26年4月以降の手続きについて

③ 【従来のケアホーム事業所及びケアホーム・グループホーム一体型事業所】が、  
【外部サービス利用型】へ移行することは条件次第では可能

⇒ ただし、指定申請を行い、指定を受ける必要がある。

④ 【従来のグループホーム事業所】が、【介護サービス包括型】へ移行することは条件次第では可能

⇒ ただし、指定申請を行い、指定を受ける必要がある。

⇒ なお、生活支援員を配置する必要がある。

※ なお、みなし規定やサテライト住居の取扱いなどについては、今後必要な手続きが新たに発生する可能性があり、厚生労働省等からの通知等に留意してください。

## Ⅱ 利用者の支給決定について

---

---

## II 利用者の支給決定について

### 1 障害者支援区分への見直し

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改め、平成26年4月1日から施行。

#### 【主な変更点】

- 認定調査項目の見直し(106項目⇒80項目)
- 判断基準の変更
- 選択肢の統一

※詳細については別紙資料参照。

#### 【留意点】

- ・平成26年4月1日申請分より新たな調査項目での調査開始
- ・平成26年3月31日時点で「障害程度区分」を有している場合、4月1日以降「障害支援区分」としてみなすため、新たに認定をしない必要はない。

# III 利用者の支給決定について

## 2-1 ケアホーム・グループホームの一元化に伴う支給決定について

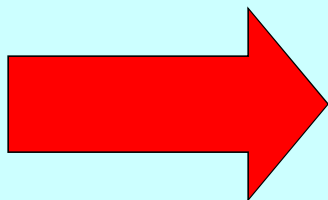
### 【一元化後の利用対象者像】

ケアホーム・グループホームの一元化に伴い、利用者は障害程度区分(平成26年度より障害支援区分)にかかわらずグループホームの利用が可能になる。

(平成26年3月31日まで)

(現)グループホーム			
区分6	▲	区分2	▲
区分5	▲	区分1	○
区分4	▲	非該当	○
区分3	▲		
▲本人が希望し、事業所の受け入れができる場合は可能。			

(現)ケアホーム			
区分6	○	区分2	○
区分5	○	区分1	×
区分4	○	非該当	×
区分3	○		



(平成26年4月1日より)

グループホーム (外部サービス利用型・ 介護サービス包括型)			
区分6	○	区分2	○
区分5	○	区分1	○
区分4	○	非該当	○
区分3	○		



# II 利用者の支給決定について

## 2-2 ケアホーム・グループホームの一元化に伴う支給決定について

### 【留意点】

平成26年3月31日にケアホームの支給決定を受けている者については改正後のグループホームの支給決定を受けているものとみなすため新たな申請は不要。(ケアホームの支給決定期間満了まで)

●現在、国において、一元化後のグループホーム利用に係る支給決定について、見直す方向で検討されています。以下の情報については、現時点で本市が把握している情報であり、参考情報として情報提供します。今後、詳細な情報が分かり次第、情報提供を行う予定です。

(支給決定について)

外部サービス利用型の事業所を利用する者で、身体介護を必要とする者は、グループホームの支給決定とは別に、新たに居宅介護の支給決定が必要となる可能性がある。

(留意点)

事業者の移行形態が①③④の場合には、現利用者は新たに手続き等を行わず利用することが可能。

ただし、事業者の移行形態が②の場合には、身体介護の必要な現利用者は、改めて居宅介護の支給決定が必要となる可能性がある。

事業者の移行形態 \ 現利用者の手続きの要否	継続利用可能 (みなし)	居宅介護の支給決定が 必要な可能性あり
①共同生活介護(CH)⇒介護サービス包括型	●	
②共同生活介護(CH)⇒外部サービス利用型		●
③共同生活援助(GH)⇒介護サービス包括型	●	
④共同生活援助(GH)⇒外部サービス利用型	●	

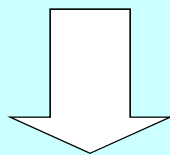
# II 利用者の支給決定について

## 2-3 ケアホーム・グループホームの一元化に伴う支給決定について

～イメージ図1（手続きにおける変更点）～

（従前）

	支給申請	審査会 （区分認定）	支給決定
共同生活介護（CH）	●	●	●
共同生活援助（GH）	●	×	●



（一元化後）

	支給申請	審査会 （区分認定）	支給決定
介護サービス包括型	●	○ <small>（身体介護が必要な者）</small>	●
外部サービス包括型	●		●
居宅介護	○ <small>（身体介護が必要な者）</small>	○ <small>（身体介護が必要な者）</small>	○ <small>（身体介護が必要な者）</small>

※身体介護が不要な場合は、居宅介護の支給決定は不要。

# Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

---

---

# Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

## 1 利用者から受領できる費用

### ① 食材料費

### ② 家賃

- ・ 利用者が特定障害者特別給付費(いわゆる家賃補助)を受領している場合は、家賃から家賃補助を差し引いた金額を受領すること。
- ・ なお、事業者が家賃補助を受領してから、利用者に家賃補助を返還することは不可。

### ③ 光熱水費

- ・ 事業者が光熱水費の供給元(電力会社など)と直接契約すること。
- ・ そのため、利用者が光熱水費の供給元と契約をすることは不可。

### ④ 日用品費

利用者全員が消費するもの(例:トイレトペーパーなど)

### ⑤ その他の日常生活費

# Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

## 2 「その他の日常生活費」の趣旨

- ① 利用者の自由な選択に基づき、事業者または施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。
- ② なお、サービスの提供とは関係のないもの（例：利用者の贅沢品や嗜好品など）については、「その他の日常生活費」に該当しない。

## 3 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる内容と、介護給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係があってはならない。

# Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

## 3 「その他の日常生活費」の受領に係る基準(つづき)

② 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められない。

したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。

③ 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

④ 「その他の日常生活費」の受領は、実費相当額の範囲内であること。

⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる内容及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定めなければならない。

「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」として差し支えない。

### Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

#### 4 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

⇒ 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例:歯ブラシ、化粧品などの個人用の日用品費など)であって、利用者の希望を確認した上で提供すること。

⇒ したがって、すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。

② 利用者の希望によって、教養娯楽費などとして日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

⇒ 障害福祉サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用などが想定されるが、すべての利用者一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室などにあるテレビやカラオケ設備の使用料など)については、「その他の日常生活費」として徴収することは認められない。

### Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

#### 4 「その他の日常生活費」の具体的な範囲(つづき)

③ 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用(送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る)

#### 5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用について

- ① 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用は以下のとおり
- ア) 預り金の出納管理に係る費用
  - イ) 利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用
  - ウ) 障害者入所支援施設における入退所時の送迎に係る費用 など



### Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

#### 5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用について(つづき)

##### ② 預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合の要件

- ア) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。
- イ) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。
- ウ) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳など、必要な書類を備えていること。
- エ) 預り金の出納管理に係る費用を徴収する場合は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば預り金の額に対して、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。

### Ⅲ 利用者負担の取扱いについて

#### 6 利用者などに金銭の支払いを求める考え方について

- ① 障害福祉サービスなどの提供に要する費用として介護給付費などに含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。
- ② 介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することは可能。
- ③ 利用者から金銭を徴収することができるのは、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られる。
- ④ 金銭の支払いを求める際は、金銭の使途及び額並びに利用者の金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならない。

# IV 過去の実地指導の結果等

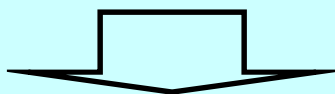
---

---

## IV 過去の実地指導の結果等

### 1 敷金、礼金、共益費などについて

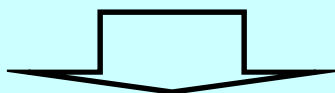
① 複数の事業所で、利用者から敷金、礼金及び共益費など、利用者に負担を求めることができない金銭を受領していた。



② そのため、当該金銭を受領している事業所は、全額利用者に返還し、領収書などの控えを事業所に備えておくこと。

### 2 光熱水費、日用品費など定額で利用から受領している金銭の清算について

① 光熱水費、日用品費などを利用者から定額で受領しているが、清算が全くなされていない。



② 最低でも1年単位での清算行為を行うこと。

## IV 過去の実地指導の結果等

### 3 住居、光熱水費などの契約などについて

① 利用者が、家主や光熱水費の供給元と直接契約し、事業所を通さずに家賃、電気代、水道代、ガス代などを支払っていた。



② 本来、事業所を運営する事業者が、家主や光熱水費の供給元と直接契約し、家主などに直接支払い、運営規程に規定されている金額を利用者から受領すること。

### 4 特定障害者特別給付費(以下「家賃補助」)について

① 利用者が家賃補助の対象者であるにもかかわらず、運営規程に規定されている家賃から家賃補助を控除していない。



② 家賃補助を控除していない事業所は、家賃補助額を全額利用者に返還し、領収書の控えなどを事業所に備えておくこと。

③ 家賃補助を控除していないが、数ヶ月後に家賃補助と同額を利用者に返還している事業所は、家賃補助を控除した家賃を利用者から受領するように改めること。

## IV 過去の実地指導の結果等

### 5 出勤管理について

- ① 管理者、サービス管理責任者、世話人及び生活支援員の出勤簿などが無い。
- ② 出勤簿などがあるが、ケアホーム、グループホームでの勤務時間が記載されていない。



- ③ 出勤簿又はタイムカードで、勤務時間が判別できるようにすること。  
なお、職務を兼務している従業者については、職務ごとの勤務時間が判別できるようにすること。

### 6 非常災害対策について

- ① 非常災害に関する具体的計画を作成すること。
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備すること。
- ③ 上記の計画、通報及び連絡体制などを定期的に従業者などに周知すること。

## IV 過去の実地指導の結果等

### 7 設備について

① 建築基準法、消防法その他関係法令の基準を満たしているかわからない事業所が散見された。



② 本市建築指導課、消防局及び建築士などの専門家に相談し、法令上、「児童福祉施設等」などへの用途変更が必要であれば手続きを行うとともに、用途変更の手続きが必要でない場合は、本市の様式を参考とし、関係法令を満たしている証明書（図面等を含む）を事業所に備えておくこと。